



## 奈良市

# ひとり親家庭等医療費助成制度 あらまし



〈令和6年8月診療分から〉



### 制度の内容

ひとり親家庭等医療費助成制度とは、健康保険に加入している、ひとり親家庭の親子等を対象とした医療費助成制度です。

- ◎ 対象となる人
  - ・ひとり親家庭の父または母と18歳未満(※)の児童
  - ・父母のいない18歳未満(※)の児童
- (※)…18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ◎ 心身障害者医療費助成制度や生活保護を受けている人は対象になりません。
- ◎ 所得制限はありません。
- ◎ 受給資格の更新は毎年8月1日です。7月頃に子ども給付課より関係書類を送付します。引き続き、ひとり親家庭等に該当される場合は、送付した書類に従い、更新手続きを必ず行ってください。

### 助成を受けるには

受給資格証の交付申請が必要です。申請の日が、ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける“資格発生日”となります。申請により「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を交付します。

### 助成を受けるにあたってのお願い

同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「重複受診」や頻回に受診する行為、急病でやむを得ない場合以外での夜間・休日受診は避けてください。病院へ行った方がよいか判断に迷ったときは、子ども救急電話相談（#8000）まで。

## 助成内容

$$\text{助成額} = \text{保険診療自己負担額} - \text{一部負担金}$$

### ◎ 保険診療自己負担額

健康保険が適用される診療に対する自己負担額のことです。健康診断・予防注射・薬の容器代・差額ベッド代等の保険外診療分や、入院時の食事療養費、選定療養にかかる特別の料金等は含まれません。

### ◎ 一部負担金（レセプトごとの算定）

※同じ医療機関でも、外来・入院・歯科は別レセプトとなります。

外来 … 医療機関ごとに月額500円

入院 … 医療機関ごとに月額1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局 … 一部負担金なし（奈良市で全額助成します）

※窓口での支払いが高額になる場合、ご加入の健康保険より「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで保険診療の自己負担額が軽減される場合があります。

## 支給方法

### ◎ 医療機関窓口での支払い方・資格証提示の有無 ※高校在学の有無は問いません。

		未就学児・小学生・中学生・高校生※	左記該当者以外
県内 医療機関	医療機関窓口での支払い方	一部負担金のみの支払い	医療費を窓口負担いただき、約3ヶ月後に申請時指定の口座へ自動的に入金されます。
	受給資格証提示の有無	受診の都度、健康保険証等とあわせて受給資格証を提示してください。（提示が漏れると上記支払方法が適用されないため、県外受診同様の請求手続き（※1）が必要です。）	
県外 医療機関	医療機関窓口での支払い方	医療費を窓口負担いただき、領収書を後日奈良市へ提出してください（※2）。提出された数ヶ月後に指定の口座へ入金されます。	
	受給資格証提示の有無	提示不要	

◎ ひとり親家庭等受給資格証の提示をしなかったとき(※1)  
県外の医療機関で診療を受けたとき(※2)

請求手続きが必要です。手続き後、申請時に指定された口座へ入金されます。

※医療費助成金の請求権は、医療機関でのお支払い日の翌日から起算して5年経過すると時効となりますのでご注意ください。

必要書類：「医療費助成金交付請求書」に必要事項を記載

領収書（受給者の名前、保険診療点数の記載、領収印のあるもの。原本またはコピー）

提出場所：市役所子ども給付課・各出張所・行政センター

（電子申請または郵送での申請も可能です。電子申請の詳細は次頁にてご確認ください。）



支払予定月：	県内医療機関	県外医療機関
申請月以前診療	申請月の2ヶ月後	申請月の2ヶ月後
申請月診療	申請月の3ヶ月後	申請月の2ヶ月後

※申請月によって支払予定月が変わります。前後する可能性もあります。

※毎月20日が支払日です。（土日祝の場合は前営業日）

◎ 健康保険適用の治療用装具（補装具）・治療用眼鏡をつくったとき

加入している健康保険に申請していただくと健康保険が認めた費用のうち、7割分（未就学児は8割分）が支給されます。健康保険から支給決定後、残りの3割分（未就学児は2割分）から一部負担金を除いた金額を助成します。

必要書類：「医療費助成金交付請求書」に必要事項を記載

健康保険の支給決定通知書（コピー可）

装具・眼鏡の領収書（コピー可）

補装具の場合、装具の治療用装具製作指示装着証明書（コピー可）

眼鏡の場合、作成指示書、または処方せん（コピー可）

保育所・幼稚園・こども園・学校等でケガなどをした場合

学校等の管理下で災害により医療機関にかかられた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度より給付金が支給されます。この場合、ひとり親家庭等医療の対象となりませんので、ひとり親家庭等医療費受給資格証を提示しないでください。→ひとり親家庭等医療費と重複して助成を受けられた場合は、医療費助成金を返還いただきます。

※災害共済給付に認定されなかった場合や、医療費総額5,000円未満により災害共済給付の対象とならなかった場合は、上記資格証提示漏れ・県外診療と同様に請求手続きをおこなってください。

## 各種届出

### ◎ 変更

次のような場合は申請が必要となります。（電子申請可。下記 QR コード参照）

- ・ 氏名が変わった場合
- ・ 住所が変わった場合
- ・ 健康保険が変わった場合
- ・ 振込口座を変更する場合

### ◎ 喪失

次のような場合は受給資格がなくなるため喪失の申請が必要です。

（一部電子申請可。下記 QR コード参照）

※資格喪失後、受給資格証は使用できませんので、届出の際には必ず受給資格証を返却してください。使用された場合、医療費助成金を返還していただくことがあります。

- ・ 奈良市から他の市区町村に転出する場合
- ・ 婚姻等でひとり親家庭でなくなった場合（※電子申請不可）
- ・ 生活保護や他の医療費助成を受けるようになった場合
- ・ 健康保険の資格がなくなった場合
- ・ 医療費助成のある施設に入所した場合

### ◎ 再交付

受給資格証を紛失・汚損等された場合、再交付しますので申請してください。

（電子申請可。下記 QR コード参照）

各種 Web 版電子申請 QRコード一覧

各種申請書・制度の詳細については  
奈良市 HP を  
ご覧ください。

変更・喪失届  
(氏名、住所、保険、口座、資格喪失)



再交付申請



医療費請求



奈良市 ひとり親医療

検索



奈良市子ども未来部 子ども給付課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL0742(34)5086